

港区長等の給料等に関する条例新旧対照表(第一条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(支給方法等)                      第五条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、別表(一)に規定する給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合には百分の百八十、十二月に支給する場合には百分の百九十を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の場合により支給割合を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関して、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(支給方法等)                      第五条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、別表(一)に規定する給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百八十、十二月に支給する場合には百分の百九十を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の場合により支給割合を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関して、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区長等の給料等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	改正前
<p>(前略)</p> <p>(支給方法等) 第五条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、別表(一)に規定する給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百八十二・五を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員(例により支給割合を乗じて得た額)とし、その支給条件、支給方法その他支給に關しては、給与条例の適用を受ける職員(例による)。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(支給方法等) 第五条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、別表(一)に規定する給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合においては百分の百九十を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員(例により支給割合を乗じて得た額)とし、その支給条件、支給方法その他支給に關しては、給与条例の適用を受ける職員(例による)。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>